

令和2年2月5日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

32の民間資格を新たに登録します！

～「令和元年度 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省は2月5日付けで、国土交通省登録資格に32の民間資格を新たに登録し、50の民間資格を更新します。

社会资本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに288の資格を登録しています。

昨年11月～12月に公募し、新たに32の資格を登録するとともに、今年度更新対象である50の資格について更新し、320の登録資格となります。

国土交通省登録資格は、点検・診断等の業務において、その資格保有者を総合評価落札方式で加点評価することなどにより、積極的に活用するとともに、地方公共団体等でのさらなる活用に向けて周知を図って参ります。

■国土交通省登録資格について

①国土交通省登録資格の概要（参考）

⇒【別添1】参照

②登録資格一覧（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）

⇒【別添2】参照

③国土交通省登録資格の活用に向けて

⇒【別添3】参照（国土交通省登録資格パンフレット）

【参考HP】

※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程
(<http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf>)

※2 登録の申請・登録の更新について
(http://www.mlit.go.jp/tec/tec Tk_000100.html)

※3 技術者資格制度小委員会について
(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusyashikaku01.html)

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房

技術調査課	課長補佐	谷口（内線22352）
	係長	山口（内線22354）

公共事業調査室	主査	福田（内線24297）
---------	----	-------------

TEL 代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8220（技術調査課）

03-5253-8258（公共事業調査室）

FAX 直通：03-5253-1536（技術調査課）

【別添1】

国土交通省登録資格の概要(参考)

1. 制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。

これまでに5回の公募を行い、全288資格が登録されていますが、今回新たに32資格を追加登録するとともに50資格の更新を行うものです。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

2. これまでの経緯等

- 平成26年 6月 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正
- 平成26年 8月 ・社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001051826.pdf>)
- 平成26年11月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の告示
・技術者資格制度小委員会（委員長：日本大学 木下誠也教授）設置計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusyashikaku01.html)
- 平成26年11月 ・公募開始（第1回）
- 平成27年 1月 ・登録資格の公表（第1回） 50資格を登録
- 平成27年10月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
※「点検・診断等業務」の3施設分野、社会資本ストックを建設するための「計画・調査・設計業務」の18施設分野等を拡充。
- 平成27年10月 ・公募開始（第2回）
- 平成28年 2月 ・登録資格の公表（第2回） 111資格を追加登録（計161資格）
- 平成28年11月 ・公募開始（第3回）
- 平成29年 2月 ・登録資格の公表（第3回） 50資格を追加登録（計211資格）
- 平成29年11月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
※「点検・診断等業務」の2施設分野、「計画・調査・設計業務」の1施設分野を拡充。
- 平成29年11月 ・公募開始（第4回）
- 平成30年 2月 ・登録資格の公表（第4回） 40資格を追加登録（計251資格）
- 平成30年11月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
※「点検・診断等業務」の2施設分野を拡充。
- 平成30年11月 ・公募開始（第5回）
- 平成31年1月 ・登録資格の公表（第5回） 37資格を追加登録（計288資格）
- 令和元年11月 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
※登録の更新に関する規定を改正
(<http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf>)

(今回)

- 令和2年2月5日

- 登録資格の公表（第6回） 32資格を追加登録するとともに平成27年1月登録の50資格については更新登録を行い、計320資格になります。

3. (参考)分野別登録資格数

総計 320資格

●維持管理分野(点検・診断等業務)

維持管理分野 239資格

施設等名	登録資格数						計
	H27.1 ※R2.2更新	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	52
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	57
トンネル	5	13	8	3	1	2	32
舗装	-	-	-	9	1	4	14
小規模附属物	-	-	-	7	2	0	9
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	12	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	16
堤防・河道	-	0	0	4	0	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	3
下水道管路施設	-	1	1	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	4
土木機械設備	-	2	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	239

※H27.1登録の50資格について、R2.2に更新

●計画・調査・設計分野

計画・調査・設計分野 81資格

施設等名	登録資格数					計
	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	
道路	3	3	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	0	3
砂防	2	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	16
港湾	14	0	0	0	1	15
空港	1	0	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1
都市公園等	2	0	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	0	13
宅地防災	-	-	1	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	5
計	62	13	4	0	2	81

点検・診断分野における登録民間技術者資格

R2.2.5時点

○:登録区分

資格名	試験実施機関	橋梁(鋼橋)		橋梁(Co橋)		トンネル		土工		シェッカル		舗装		小規模附属物	
		点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断
RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタント協会	○	○	○	○					○	○				
RCCM(トンネル)						○	○								
RCCM(道路)								○	○	○	○	○	○	○	○
RCCM(地質)								○	○						
RCCM(土質及び基礎)								○	○						
RCCM(施工計画、施工設備及び積算)								○						○	○
上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	○	○	○	○										
1級土木技術者(橋梁)コースB		○		○											
上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA		○	○	○	○					○	○				
上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB		○	○	○	○					○	○				
1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA		○		○						○					
1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB		○		○						○					
上級土木技術者(トンネル・地下)コースB						○	○								
1級土木技術者(トンネル・地下)コースB						○									
上級土木技術者(地盤・基礎)コースA								○	○						
上級土木技術者(地盤・基礎)コースB								○	○						
1級土木技術者(地盤・基礎)コースA								○							
1級土木技術者(地盤・基礎)コースB								○							
土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	○	○	○	○										
土木鋼構造診断士補		○		○											
コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会			○	○	○	○			○	○				
プレストレストコンクリート技士				○											
コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	○	○	○	○	○	○			○	○				
道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	○		○											
道路橋点検士補		○		○											
舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会											○	○		
一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	○	○	○	○										
二級構造物診断士		○		○											
インフラ調査士(橋梁)	(一社)日本非破壊検査工業会	○		○											
インフラ調査士(トンネル)						○									
インフラ調査士(付帯施設)												○	○		
構造物保全上級技術者	(一社)国際建物保全技術協会				○										
構造物保全技術者					○										
土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	○		○		○									
橋梁点検技術者	(独)国立高等学校専門機構	○		○											
高速道路点検診断士(土木)	(公社)高速道路調査会	○	○	○	○	○	○								
高速道路点検士(土木)		○		○		○									
主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
点検診断士		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○								
道守コース	国立大学法人長崎大学	○	○	○	○	○	○								
特定道守コース		○	○	○	○	○	○								
道守補コース		○		○		○									
橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	○		○											
橋梁診断士			○		○										

点検・診断分野における登録民間技術者資格

R2.2.5時点

○:登録区分

資格名	試験実施機関	橋梁(鋼橋)		橋梁(Co橋)		トンネル		土工		シェッカル		舗装		小規模附属物	
		点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断
社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)	国立大学法人岐阜大学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	○	○	○	○	○	○								
社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	○	○	○	○	○	○								
ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	○		○		○		○				○			
ふくしまME(保全)		○	○	○	○							○	○		
ふくしまME(防災)						○	○	○	○	○	○				
構造物の補修・補強技師	(一社)リペア会	○	○	○	○										
ブリッジインスペクター	国立大学法人琉球大学	○		○											
のり面施工管理技術者資格	(一社)全国特定法面保護協会							○	○						
道路標識点検診断士	(一社)全国道路標識・標示業協会												○	○	
グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会							○	○						
登録数 : 延べ206資格		33	19	36	21	20	12	15	11	9	7	8	6	5	4

※ 上記の技術者資格は、担当技術者を対象とした資格である。

※ 赤字はR2.2.5追加登録

平成 29 年度決算検査報告に関する説明会資料

国土交通省大臣官房会計課

平成 31 年 1 月 9 日

一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の費用を求めるよう意見を表示したものの

1. 事業主体

国、地方公共団体（道、府、県、市、区、町）

2. 指摘内容

上水道管、下水道管等の路面下占用物件の老朽化が進む中、路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生は今後も増加することが想定されており、空洞を発見するための調査業務は今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

このため、空洞を発見するために実施している調査業務に要した費用について占用企業者に対して応分の負担を求めるための指針等を整備して、これを技術事務所等及び道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めるよう、また、地方公共団体に対して同様な助言をするよう意見を表示されたものである。

3. 改善措置

指摘の主旨を踏まえ、調査業務に要した費用について、占用企業者に負担を求めるための指針等をとりまとめ、技術事務所等及び国道事務所等に対して周知し、国道事務所等が関係者との合意形成を図った上で、占用企業者に負担を求めていく予定である。

コンクリート舗装の利用促進の取り組み

○ 平成24年12月 「国土交通省技術基本計画」への位置づけ

- ・コンクリート舗装の採用によるLCC縮減を明記

<技術基本計画(抜粋)>

(中略)わが国の高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行に対しては、戦略的な維持管理・更新に資する技術研究開発を進める。具体的には、(中略)コンクリート舗装等耐久性の高い素材の採用等によるライフサイクルコストの縮減を目指す。

○ 平成25年度 設計業務等共通仕様書の改訂 <新設舗装>

- ・道路詳細設計において、As舗装とCo舗装をLCCも含めて比較検討したうえで決定することを規定

<設計業務等共通仕様書(抜粋)>

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性(ライフサイクルコスト)等を考慮し、舗装(アスファルト舗装／コンクリート舗装等)の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

○ 平成28年10月 舗装点検要領の策定 <舗装修繕>

- ・点検結果に基づく修繕設計にあたって、コンクリート舗装等への変更も含め、LCC比較検討を行うことを明記した「舗装点検要領」を全道路管理者へ通達

○ 平成28年10月～ 地方自治体へのCo舗装のPR

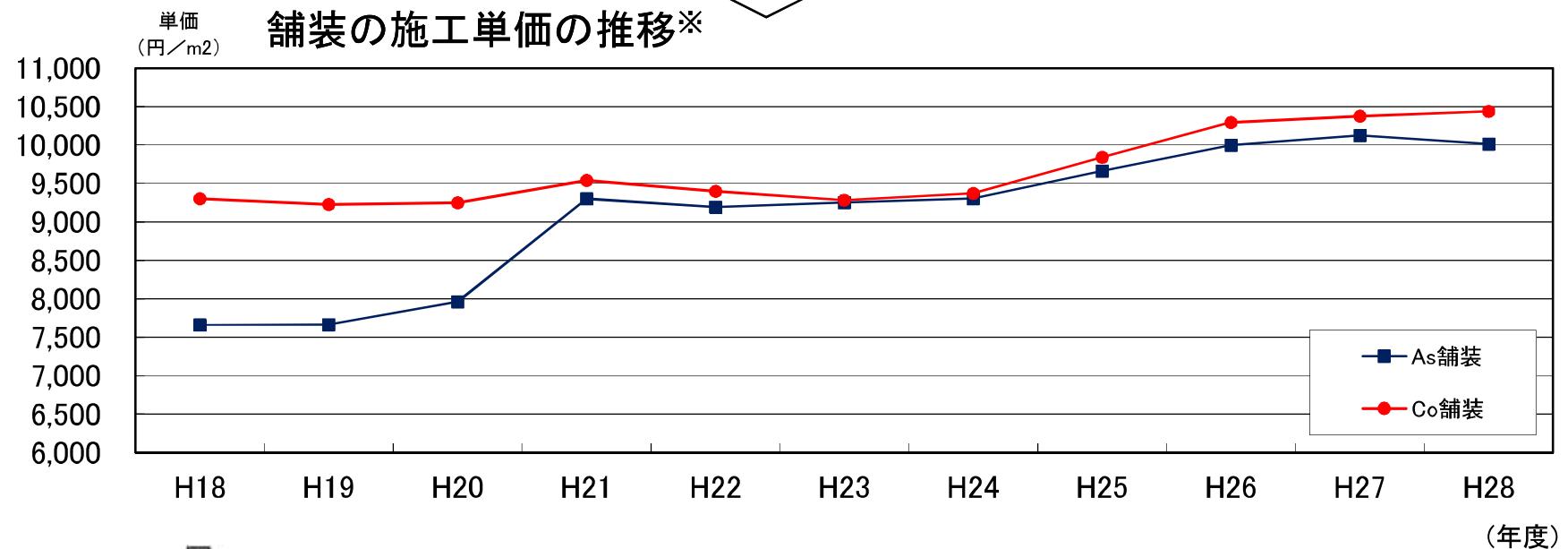
- ・全都道府県に設置している「道路メンテナンス会議」の場等を活用し、コンクリート舗装の適材適所での採用推進をPR

コンクリート舗装のコスト

初期コストが高い

コンクリートはほぼ純国産
セメント価格は安定

アスファルトは100%輸入
アスファルト価格は原油価格の
変動により今後の動向は不透明



アスファルトの価格上昇により、イニシャルコストの差は縮小傾向
LCCで比較検討すると、コンクリート舗装の方が安くなる事例が多い

※関東地方整備局による試算(同一の交通条件、地盤条件、H18～28年度の埼玉県単価を使用して比較)
※H24以降は労務単価UPの要因が大きい

コンクリート舗装の最近の実績

■採用しやすい箇所の選定事例

○周囲への騒音の影響が少ない箇所

例:山間部など建物がない箇所



例:工業・商業地域など住宅のない箇所



- 沿道が山林・商業施設・工業施設などの箇所については、騒音による影響が少なく、コンクリート舗装を採用しやすい。

○舗装へのダメージが大きい箇所

例:大型車混入率の高い箇所



例:交差点部



- 大型車混入率が高い箇所や交差点部などは、As舗装に比べわたち掘れ・骨材飛散が生じにくいCo舗装の強みを活かすことができる。

○地下埋設物の工事が想定されない箇所

例:自動車専用道路



例:共同溝整備を行う・行った箇所



- 自専道など沿道に家屋がない箇所や共同溝整備済み箇所であれば、地下埋設物による掘り返しがないため、Co舗装を採用しやすい。

○長時間の規制や迂回路の確保が可能な箇所

例:車線数が多い道路



例:バイパス等の並行する迂回路がある箇所



- 4車線以上の道路や、バイパスなど並行する迂回路がある箇所であれば、長期の1車線規制が比較的容易であり、Co舗装を採用しやすい。

維持修繕での採用状況について(中部地整)

- 中部地整では、名古屋市の日銀前交差点(国道が交差する交差点)で、アスファルト舗装の劣化が著しい状況。
- 当該交差点付近は、交差点部を除く単路部がコンクリート舗装等で整備されており、周辺に家屋がないこと、また、共同溝が整備されており掘り返しが必要がないことから、コンクリート舗装を採用。

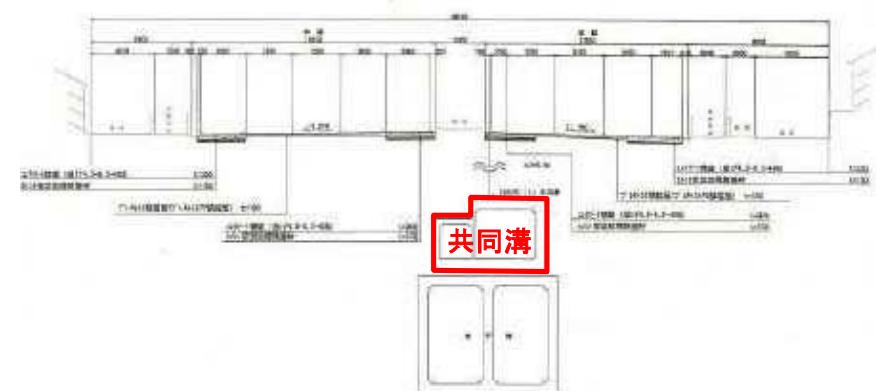
【修繕箇所平面図】



【状況写真】



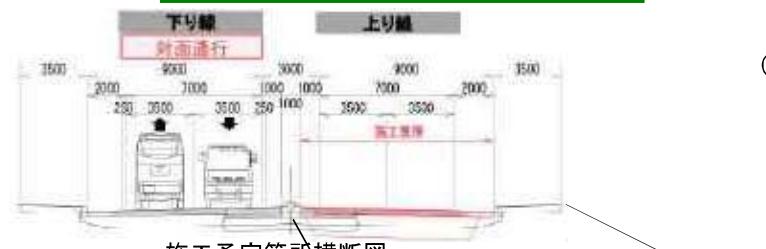
【修繕箇所横断図】



LCCの算定（国道234号 岩見沢市栗沢）



位置図

工事箇所
(栗沢町由良地区)

施工予定箇所横断図

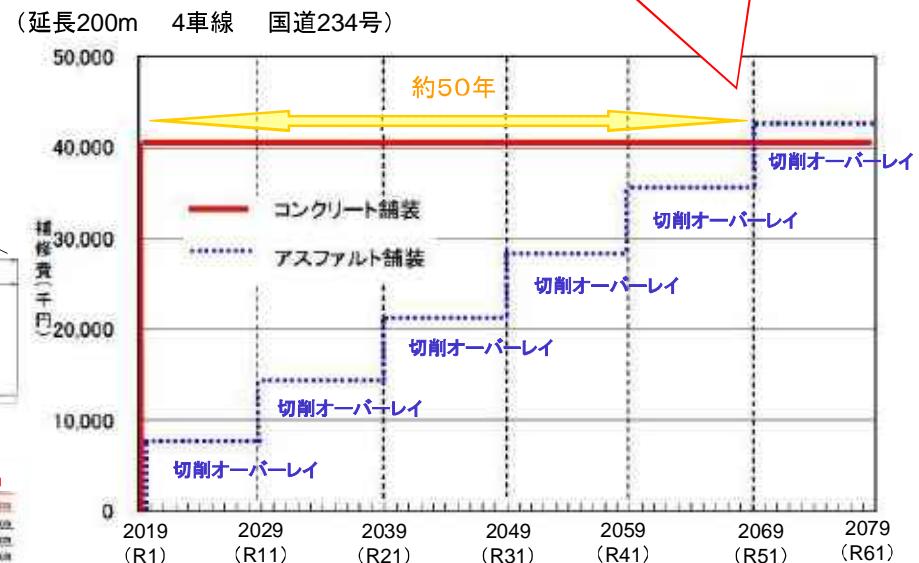
国道234号 岩見沢市栗沢付近
施工前の状況

標準定規図

コンクリート舗装の活用を検討

- 昭和39年に改築に合わせアスファルト舗装にて新設
- 過年度に計4回10年毎に舗装修繕を実施
- 舗装老朽化に伴い、長寿命化を目的とした「既設の舗装構成を活用した舗装補修」を試行実施
- 全線4車線で片側2車線の対面交通による工事期間中の代替路の確保によるコンクリート舗装の養生期間の確保が可能
- LCCを約50年で算出した結果、コンクリート舗装が有利となり採用

試算では50年後の2069年には
LCCでコンクリート舗装が有利となります



※上記LCCは、Co舗装の建設費及びAs舗装の補修費の累計

・As舗装の補修間隔は当該区間における補修履歴より10年で試算

約50年間大規模な補修を行っていないコンクリート舗装の例

- はちおうじ　おいわけちょう　たかおまち
- 国道20号（東京都八王子市追分町～高尾町）では、約50年間（※）大規模な補修なし
 - ライフサイクルコスト（LCC）はアスファルト舗装の1／3程度
- ※昭和37年にコンクリート舗装で供用開始（延長約4km）

位置図

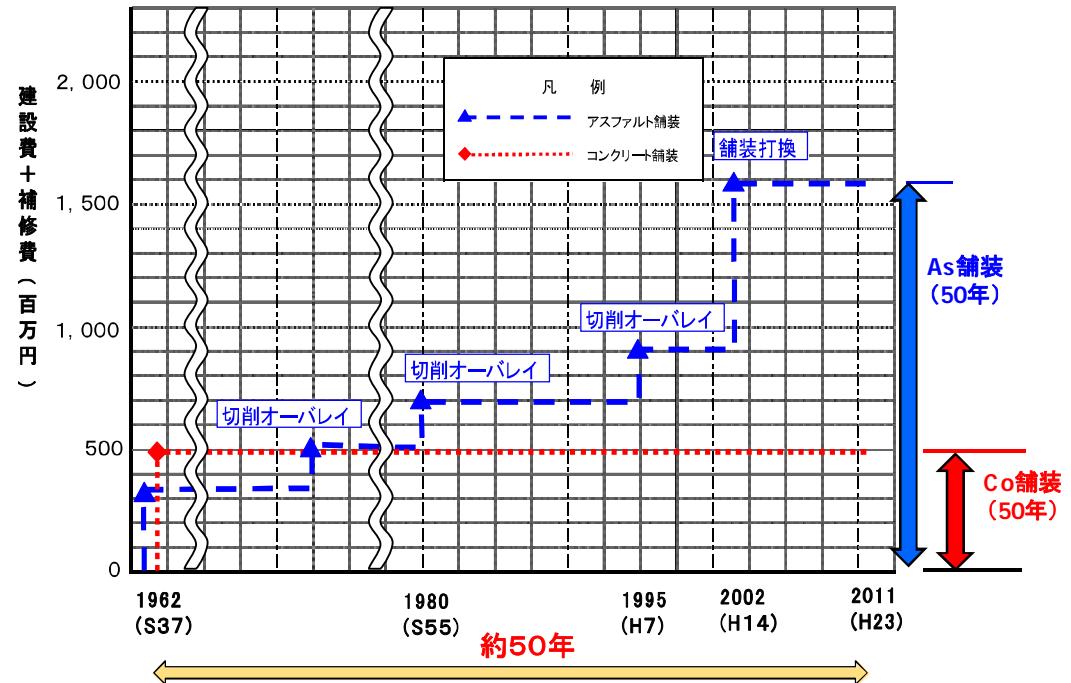


写真



国道20号 八王子市追分町交差点付近（甲府方向へ撮影）

アスファルト舗装とコンクリート舗装のLCC比較



※ 上記LCCは建設費及び補修費の累計額
 （As舗装のLCCは、Co舗装区間の近傍区間において算出）
 ・平成23年原単価を用いた直接工事費ベース
 ・目地補修等の維持的補修工事は含まない

国道企 第 75号
国道国技第212号
国道環 第 97号
国道高 第328号
平成31年2月28日

各 都 道 府 縿 道路事業担当部長 殿
各 指 定 市 道路事業担当部長 殿
各 市 町 村 道路事業担当部長等 殿

国土交通省 道路局

企 画 課 長

國道・技術課長

環境安全・防災課長

高速道路課長

定期点検要領の改定について

平成26年6月25日付国道企第20号、国道国第73号、国道環安第9号、国道高第59号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・防災課、環境安全課、高速道路課から通知された定期点検要領について、今般これを改定しましたので通知します。

については、都道府県及び指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に對して、本件の内容について周知頂きますようお願ひいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

事務連絡
平成31年2月28日

各 都 道 府 縿 道路事業担当課長 殿
 各 指 定 市 道路事業担当課長 殿
 各 市 町 村 道路事業担当課長 殿

国土交通省道路局	
企 画 課	課 長 補 佐
国道・技術課	課 長 補 佐
国道・技術課	
道路メンテナンス企画室	課 長 補 佐
環境安全・防災課	課 長 補 佐
高速道路課	
有料道路調整室	課 長 補 佐

定期点検の参考資料の策定及び道路橋等の定期点検業務積算資料
 (暫定版) の改定について

平成31年2月28日付国道企第75号、国道国技第212号、国道環第97号、国道高第328号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記1. のとおり策定しましたのでお知らせします。

また、道路橋等の定期点検業務積算資料(暫定版)については、平成26年8月4日付事務連絡により通知したところですが、そのうち、道路橋定期点検要領(平成31年2月 国土交通省 道路局)および道路トンネル定期点検要領(平成31年2月 国土交通省 道路局)に基づき実施する業務について、今般これを下記2. のとおり改定したのでお知らせします。

下記2. を参考とする場合は、業務規模や現地状況を考慮したうえで、使用してください。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

1. 定期点検の参考資料

- ・特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料(平成31年2月)
- ・引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料(平成31年2月)

- ・水中部の状態把握に関する参考資料（平成31年2月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成31年2月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成31年2月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成31年2月）

2. 定期点検業務積算資料

- ・道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）（平成31年2月）
- ・道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）（平成31年2月）

以 上

事務連絡
平成31年2月28日

各 都 道 府 縿 道路事業担当課長 殿
 各 指 定 市 道路事業担当課長 殿
 各 市 町 村 道路事業担当課長 殿

国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課	課長補佐
国土交通省道路局 企画課	課長補佐
国道・技術課	課長補佐
国道・技術課	課長補佐
道路メンテナンス企画室	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐
高速道路課	
有料道路調整室	課長補佐

新技術利用のガイドライン（案）及び
点検支援技術性能カタログ（案）の策定について

平成31年2月28日付国道企第75号、国道国技第212号、国道環第97号、国道高第328号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。
都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

- ・新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月）
- ・点検支援技術 性能カタログ（案）（平成31年2月）

以上

国道国第225号
平成31年3月29日

各地方整備局道路部長殿
北海道開発局建設部長殿
沖縄総合事務局開発建設部長殿

国土交通省道路局

国道・技術課長

「国の定期点検要領について」の一部改正について

国が管理する道路における橋梁、トンネル等の定期点検要領については、「国の定期点検要領について」（平成26年6月25日付国道国防第71号道路局国道・防災課長通達）により通知したところであるが、今般これを下記のとおり改正する。

記

- ・橋梁定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・道路トンネル定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。
- ・歩道橋定期点検要領（平成26年6月）を同（平成31年3月）に改正する。

以上

事務連絡
平成31年3月29日

各 地 方 整 備 局	道 路 管 理 課 長	殿
	地 域 道 路 課 長	殿
北 海 道 開 発 局	道 路 維 持 課 長 補 佐	殿
	地 域 事 業 管 理 官	殿
沖 縄 総 合 事 務 局	道 路 管 理 課 長	殿
	道 路 建 設 課 長	殿

国 土 交 通 省 道 路 局	
国 道 ・ 技 術 課	課 長 補 佐
国 道 ・ 技 術 課	
道 路 メ ン テ ナ ン ス 企 画 室	課 長 補 佐

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項及び道路橋の定期点検業務積算資料（暫定版）の策定について

平成31年3月29日付国道国技第225号により、国土交通省 道路局 国道・技術課から通知された国の定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定したので周知する。

「トンネル等の定期点検にあたっての留意事項」は、各都道府県メンテナンス会議等を通じて、地方公共団体に情報提供されたい。

なお、道路橋の定期点検の積算基準については、設計業務等標準積算基準書「4-2 橋梁定期点検業務等積算基準」に示されているところであるが、今般これを下記3. のとおり一部見直したので、当面の間これによられたい。

記

1. トンネル等の定期点検にあたっての留意事項
2. 標準特記仕様書
 - 【直轄】橋梁定期点検業務の標準特記仕様書（案）
 - 【直轄】橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）

3. 橋梁定期点検業務等積算基準（暫定版）（平成31年3月）

以 上

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項

1. トンネル等の定期点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者（以下「知識と技能を有する者」という。）が行うこととされており、道路管理者は知識と技能を有する者に定期点検として、状態の把握及び健全性の診断を行わせなければならない。
2. このため、道路管理者が知識と技能を有する者となって自ら定期点検を行うか、道路管理者が定期点検業務の発注者として、受注者の知識や技能及び点検方法等の技術提案を確認した上で定期点検を行わせるか、いずれかの方法で行うこととなる。
3. なお、橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等、門型標識及び横断歩道橋の点検にあたっては、各地方整備局等が実施している「橋梁初級I研修」や「道路構造物管理実務者（トンネル初級）研修」の受講者を自ら定期点検を行う場合の知識と技能を有する者として扱うことができる。
4. 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級I研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができます。
5. 受注者からの近接目視によらない点検方法の確認については、資料－4「新技術利用のガイドライン（案）」、資料－5「点検支援技術性能力タログ（案）」を参考とすることができます。
6. トンネル等の健全性の診断結果については、道路管理者も責任を負うことになる。

資料20

事務連絡
平成31年3月29日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術の活用について

点検支援技術については、平成31年2月28日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能力カタログ(案)の策定について」にて通知したところであるが、各地方整備局等においては、平成31年4月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討した上で実施されたい。検討の結果、点検支援技術を活用する場合は、次回以降の点検の効率化に向け、対象とする部位の選定の考え方や技術選定に関する所見を定期点検記録様式※に記録すること。

※定期点検記録様式は、橋梁では様式その5、トンネルでは様式E、シェッド・大型カルバートでは様式その5が該当

なお、今後点検支援技術について活用実績や活用効果、積算体系の構築等を目的とした調査を予定しているので、協力されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
帽原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

資料20

事務連絡
平成31年4月25日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術活用に関する経費について

点検支援技術については、平成31年2月28日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能力カタログ(案)の策定について」及び平成31年3月29日付事務連絡「点検支援技術の活用について」にて通知したところであるが、点検支援技術を活用するにあたり必要な経費については、次の通り対応されたい。

- 各地方整備局等においては、平成31年4月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討し、点検支援技術を活用する場合は必要な経費は適切に計上されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
 梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)